

第 589 回琵琶湖海区漁業調整委員会 会議要録

1. 日 時 令和 4 年 3 月 16 日（水）14 時 00 分～16 時 00 分
2. 場 所 （一社）環びわ湖大学・地域コンソーシアム会議室
3. 出 席 委 員 員 谷口 孝男 光永 靖 浦谷 一孝
小川 三弘 木村 常男 佐野 高典
松井 弥惣治 松岡 正富 横江 久吉
4. 事 務 局 職 員 寺田事務局長 三枝主任書記 上垣書記 大植書記
杉江書記
5. 説 明 員 二宮課長 山田主席参事 酒井参事 上垣副主幹
山本副主幹 竹上主査 大植主任技師（兼務）
西森水産試験場長
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議 事 の 経 過 概 要 別添のとおり

会 長 谷口 孝男 印

署名委員 木村 常男 印

署名委員 松井 弥惣治 印

議 事 の 経 過 概 要

【開会宣告 13時55分】

寺田事務局長 定刻から少し早いですが、皆様すでにお集まりですので、ただいまから、第589回琵琶湖海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます本委員会事務局長 兼 水産課漁政係長の寺田でございます。本日は、久保委員がやむを得ない事情のため欠席されています。従いまして、現時刻の御出席委員は9名であり、定員10名の過半数の皆様にご出席いただき、漁業法第145条第1項の規定により、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは議事にうつります。議事の進行につきまして、会長よろしくお願いたします。

谷口会長 それでは、ただ今から第589回琵琶湖海区漁業調整委員会の議事に入ります。本日の議事録署名人は、木村委員、松井委員にお願いしたいと思います。

それでは協議事項にうつります。“水産動物の種苗の生産および放流ならびに水産動物の育成に関する基本計画について”水産課から説明願います。

(1) 諮問事項

水産動物の種苗の生産および放流ならびに水産動物の育成に関する基本計画について

水産課説明 山本副主幹

谷口会長 それでは、ただ今の説明に対するご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

佐野委員 ホンモロコの資源量は回復傾向にあるのでやむを得ない部分もありますが、前回の2月1日の委員会でも言っているように、ワタカの数値目標を示してくれと前にも言ったはずですが、どれだけの水草を食べて貢献しているのでしょうか。何百万とワタカが増えているのに、第7次計画では50万尾、第8次計画では20万尾とまだ増やしています。今年の数値は12万尾です。現場の生の声も聞いて考えてもらわないと、ワタカを計画に載せられたら、いくらでも放流されて、主要魚種のホンモロコは片隅にやられ、未利用魚の魚がどんどん増えてきます。そうなれば、漁業者にとってはものすごく支障です。どうなのでしょう。

酒井参事

前回の委員会でも今のご指摘をいただいております。ホンモロコにつきましては今回計画から外しますが、将来放流を一切しないということではなくて、資源状況に応じて必要になれば、また再開するという考えでございます。

ワタカにつきましては、いろいろな漁業者から網にかかると邪魔だというような声も以前からお聞きしております。一方で、色々な在来魚が増えるような環境にしていくには、ワタカのような水草を食べてくれる魚も必要だろうということで、これまで放流して参りました。ただ、放流数量につきましては、今回見直しをして、前回の計画よりも削減しております。これも今後のワタカの状況を見ながら、放流数量は検討していきたいと思っておりますが、なかなか今の琵琶湖でワタカ自身が再生産を上手くしていけないような状況があると聞いていますので、一定の放流は、しばらく続けさせていただきたいと思っております。

佐野委員

なかなかワタカは繁殖しにくいといいますが、確かに一時はワタカが琵琶湖から姿を消していた時がありましたが、最近は何のすごく増えていきます。わざわざ放流しなくても、天然産卵して自然に増加していくのではないですか。ワタカが水草を食べるといいますが、コカナダモ等を本当に食べているのですか。それならそれで、数字で示してくれと前回も言っているはずですが。今の水草をワタカが本当に食べるのか、食べるのなら一尾あたりどれくらい食べるのか知りたいです。カワウなら1羽あたり毎日魚を400グラム食べている等と数字を出しています。それくらいの数字を出してくれるならまだ納得できますが、漁業者からしたら本当に迷惑です。

酒井参事

ワタカがどれくらい水草を食べるのかという資料を本日用意できておらず大変申し訳ないのですが、かつて水産試験場でどれくらいの期間をかけてこれくらい食べると試験をした結果がございまして、その結果をもって、放流をしてきたところです。

天然水域での繁殖が上手くいっていないような情報を聞いております。産卵期がコイ科魚類の中では遅く、6月や7月だろうと思いますが、ブラックバスやブルーギルなどの繁殖の後に産卵をする魚ですので、なかなか今の環境の中では、増えにくい状況にあるのではないのでしょうか。

漁業者の網にかかっているものもほとんどが放流魚ではないかと思っております。そういう点からも天然の再生産が続くような状況であれば、放流する必要もなくなるだろうと思っております。もうしばらく安定した

再生産が確認できるまでは放流を続けさせていただければと思っております。

佐野委員 これで最後にしますが、今更、計画対象魚種からワタカを消すというのは無理だと思いますけれども、漁業者の生の声を斟酌して計画に掲載してくれないと、肝心の主要魚種のホンモロコは片隅にやられて、全然いらぬワタカが計画の対象魚種に入ってくるというのは、いささか本末転倒という気がします。今更消せないというなら十分に考えてください。

木村委員 シジミについて、第7次から第8次にかけて計画としては倍の放流量になっていますが、毎年放流してきてもあまり増えていないので、放流する前に放流水域の調査をして、そこが適正な場所か調べてみてから放流する方が増えてくると思います。

山本副主幹 シジミの放流に関してですが、まず南湖の放流に関しては、砂地を造成したところにシジミを撒いて、増えやすい環境を作ってから放流をしている状況です。新たに加えた北湖の部分に関しては、沖島の南の漁場に放流しています。この漁場は今最もシジミがたくさん獲れる漁場なので、そこでさらに増やしていきたいということで放流を始めております。

木村委員 造成したところでも、底質が変わってくる恐れがあります。

山本副主幹 放流したところに関しては、モニタリングをしております。北湖に関しては、放流を始めたばかりなのでデータがありませんが、南湖に関しては、一定増えてきていた時もありました。しかし水草が繁茂するなど環境が悪くなって、また減ってしまったという状況が現在の状況です。

松岡委員 アバウトな話なのですが、8次計画の根本になる琵琶湖の資源量は、どのあたりに目標を置いているのですか。年によってももちろん違う話なのですが、これくらいを目標にして、プラスマイナスの計画をされていると思いますが、何年後を目標に増やしたり減らしたりを考えているのか見えてこないです。

酒井参事 お配りした資料1の3ページの上の方をご覧いただきたいのですが、今回の第8次の計画というのは、令和4年から令和8年までの5年間の計画として定めようとしているものです。目標につきましては、県の農業水産業基本計画の目標として琵琶湖の外来魚を除いた漁獲量ですが、令和7

年度に 900 トンの目標を掲げております。これに向かって、必要な種苗放流をここで定めるのが考え方です。

3 ページの中ほどに（参考）の表を掲載しています。今申し上げた 900 トンをそれぞれの魚種でどれくらいずつ賄ってもらうかという想定として、例えば 900 トンのうち、ホンモロコで 50 トンを確保するためには、資源量として何万尾必要か、そのために種苗放流がこれくらいいるだろうと、そのような考え方で各魚種の放流数量を積み上げています。

ただし、種苗生産する施設の規模による制約もございますので、そういった面からの設定の魚種もございます。

谷口会長

前文に漁業者自らが琵琶湖の限られた水産資源を管理すると書いてあり、この基本計画がそれを支えるという書きぶりになっている中で、先ほどワタカの話がありました。漁獲目標 900 トンというのはそれぞれの魚種に落とし、予算要求は、目標があってそれぞれこういう予算を要求していかないといけないという組み合わせになっていると思います。一方で令和 3 年度や令和 4 年度の予算を見ていくと、必ずしも計画通りになっていないので、その辺りは現場の現状を踏まえて執行を変えていくことが可能なかどうかよく分かりません。佐野委員からの意見を踏まえながら、実施の段階で改めて意見を聞くということがありうるのかどうか確認できたらと思います。

酒井参事

これまでも、この栽培漁業基本計画は 5 年もしくは 7 年の計画として定めてまいりました。今回 8 次の計画になるということですが、この 5 年間あるいは 7 年間に技術の改良があると思いますし、状況の変化もございますので、これまでも 1 回定めた計画を固定したものと考えてのではなくて、状況に合わせた放流の仕方の改良であったり、親貝放流から稚貝放流に変えたりだとか効果を見ながら、より効果が見込める方法に順次見直してきています。今回も委員からご指摘のあったワタカの件に限らず、それぞれの魚種についてその時点で放流方法、手段については、検討していきたいと思います。

谷口会長

7 次の総括がよく分かりません。併せて、先ほどのワタカの自然の再生産、標識についてのフォローができていないという話になっていますが、その辺りについては今日のこの議論をどのように活かしながら、実際に予算執行する時に生きてくるのかと思うので、そういう視点でもって取り組んでいかないと、同じことの繰り返しになってしまうと感じたことを申し上げます。

佐野委員もここで今更という意見もありましたけれど、とは言いながらそういう意見は皆さん同じ意見で聞いていると思います。このような大きな基本計画は理解できますが、それはそれとして念のため、実際に標識調査の結果が動くかどうか、実際に動かすときは裁量があると思うので、事業を実施するときは今日の議論を踏まえていただきたいと思います。

谷口会長 この諮問は異議なしでよろしいでしょうか。

(一同賛成)

谷口会長 それでは、知事から諮問のありました“水産動物の種苗の生産および放流ならびに水産動物の育成に関する基本計画”につきましても、異議なしとして答申することといたします。なお、答申の文案につきましても、事務局に一任することといたします。

次に“コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示について”水産課から説明願います。

(2) 協議事項

コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示について

水産課説明 竹上主査

事務局説明 大植書記

谷口会長 それでは、ただ今の説明に対するご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

佐野委員 指示の(2)放流等の制限について、生死を問わず、コイを遺棄してはならないということはどういうことですか。

竹上主査 生きたままコイを放流しますと、当然ウイルスを持っている可能性があるのですが、感染がまん延するということは想像がつくことですが、死んだ魚であっても容態によりましては、中にウイルスが生きている可能性がありますので、そういったものを投棄しますと、生きたままのウイルスを持ったコイを放流したのと同じ影響がある可能性がありますので、そういった区別を付けないために、生死を問わず遺棄をしてはならないと定めています。

佐野委員 ということは、コイはヘルペスを持っていたら、死んだコイでも投棄すれば感染するということですか。

竹上主査 そうです。水産試験場などの研究機関の感染実験では、病気の魚のウイルスが付いたエラさえあれば、それが感染源となってコイに移っていくことが実験的に証明されているので、天然下でも同じようなことがないとは言いきれませんので、そういう意味で規定されています。

横江委員 コイを獲るなということですか。

竹上主査 漁獲されて獲り上げてもらう分には構わないです。琵琶湖から獲ったものを琵琶湖に戻す場合は委員会指示にかかりませんが、例えば福岡県からコイを持ってきて琵琶湖に入れる場合にこの委員会指示にかかっていくということになります。

横江委員 解釈の仕方によっては、「コイを獲るな」に読めてしまう感じがします。平成 16 年から 18 年、20 年までには収束してからはもの凄く減ってきていますし、ましてや 20 年代からはゼロになってきているのだから、今更ヘルペスについてこちらが触らないといけないものではないのでしょうか。それとも収束したものとみなしていくべきでしょうか。

竹上主査 琵琶湖においては収束していると判断できそうではありません。一方、国内の一部でKHVが発生した水域に対して放流を再開できないか試験をされたところ、検査方法によってKHVが検出されたり、病気は発生していないけれども、KHVがその水域に存在したりするというような調査結果がございまして、引き続きまん延防止措置を取る必要があります。全国的に病気が発生していないことが続いていることをもって、KHVが治りました、水域から消えましたという判断には至らないため、委員会指示等によるまん延防止措置が全国的に必要とされているところです。

琵琶湖についても引き続きそれに沿って、委員会指示でまん延防止措置を取っていく必要があると考えています。

谷口会長 全国的な調査には、例えば持続的養殖生産確保法のような、法律によって義務化したために国の方から要請があるとかそういうことがあるのですよね。仮に琵琶湖から釣り上げて、リリースしても問題ないとなると、いったいこの指示は何なののでしょうか。違う水面からという話はあるので

すが、どこかから要請があったのか、その辺りはどうなのでしょう。我々がこういうことを委員会指示で出さなければならない理由は何ですか。

竹上主査　　これまで持続的養殖生産確保法に基づく特定疾病に指定された一方で、KHV病の防疫指針が示されておりまして、その中で県として防疫措置をしっかりと講じるように定められています。そこを根拠として委員会指示を出しているところです。その指針は継続して出されています。

谷口会長　　他に意見はありませんか。事務局案のとおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

(一同賛成)

谷口会長　　それでは、事務局案のとおり委員会指示を発出することといたします。次に、報告事項の“新たな滋賀県内水面漁業振興計画について”水産課から説明願います。

(3) 報告事項

1. 新たな滋賀県内水面漁業振興計画について

水産課説明　山田主席参事

谷口会長　　それでは、ただ今の説明に対するご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

佐野委員　　資料3-1でパブコメの状況を教えていただきましたが、No.1に「外来魚ゼロ」のことが記載されています。県の考え方の「R30年度末」は「H30年度末」の間違いではないでしょうか。

山田主席参事　　そのとおりです。

横江委員　　外来魚ゼロ作戦の件ですが、県の水産課は本当にゼロにする気があるのか、はっきりしてもらえますか。去年、山田漁協の地先で栽培漁業センターの稚魚を放流する際に、放流先に外来魚がいるから電気ショッカーで駆除をさせてくれと水産課に提案させてもらったが、ダメですと言いましたよね。水産課が増殖事業の一端で打ち出したのではないのですか。「山田のエリアにしてください。大津、堅田、守山に行ってはいけません。」

というようないい加減な打ち出しをどこで決めたのですか。去年結局ショックがかけられなくて、稚魚を放流してもバスが集ってきていました。

二宮課長

外来魚駆除を徹底的にすることは考え方として変わらないですが、昨年度の南湖での電気ショックによる駆除については、漁業者の中での調整が滞っていた部分がありましたので、早くできるような状態でやっていたため、そのようなことを申し上げた次第です。駆除自体は徹底的にやっていくべきものと思っております。

横江委員

それならそれで、ある程度水産課が実権を握って稚魚を放流するために、区域は関係なく、(外来魚を)獲りに行ってあげると言っているところには獲りに行ってもらうと、そういうきつい指導をしてもらいたいです。

例えば、「山田の範囲内だけ行ってください、大津に行くなら、大津の組合に了解をもらってください。」いうことを県が言うこと自体がおかしいと思います。放流した場所にじっとしている魚なら良いけれど、実際に山田の地先に撒いて、1か月くらいで高島まで泳いでいるというデータを聞いています。この時期に放流するといった年間スケジュールを分かっているのだから、領域は関係なく外来魚を駆除するなら県が強制的にでも行かせないといけません。

二宮課長

基本的な考え方はそうです。ただ、組合によっては電気ショックによる影響を心配されていて、我々としては説明しているつもりですが、十分にご理解いただけない場合もありますので、説明しながら効率的な駆除を進めていきたいと思っております。

谷口会長

電気ショックは外来魚の難しい課題に対応できるよう門戸を開いてきた歴史があります。その辺りを踏まえながら、外来魚ゼロを目指してどのようなやり方をするかが問題になるので、今のご意見を参考にしながら取り組んでいただきたいです。この計画は議会の議決が必要なのですか。

山田主席参事

議会の議決事項ではございません。

谷口会長

もう後は公表すればよいということですか。

山田主席参事

最後に河川管理者との協議が済んでおりませんので、そちらから問題ありませんと返事をいただけたら、すぐにでも公表できる段階です。

谷口会長 それでは次の報告事項“アユ資源の状況について”水産試験場から説明
願います。

2. アユ資源の状況について

水産試験場説明 西森場長

谷口会長 それでは、ただ今の説明に対するご意見、ご質問がありましたら、ご発
言をお願いします。

谷口会長 アユの体長と体重の成長が悪いですが、この数字は実感として、雪が多
いからですか。

西森場長 産卵期にアユがたくさん産まれて、数が多く密度が高いというのは一
定ありますし、水温が低い影響もあるかもしれません。ただ、山から栄養
塩も沢山入ってきて、気温も上がってきて、日も照っているので、アユの
餌となる動物プランクトンも発生してくれれば、過去のようなことはない
のかなと期待も持っています。ただ、どうなるかは分かりませんので、注
意して見ていこうと思っています。

佐野委員 今の説明ですと、今年のアユは平均体長と肥満度を見ても平年値より
もかなり小さい状況です。プランクトンの発生状況や水温の関係もあるで
しょうけれど、今の小さいアユが急激に成長するのですか。

西森場長 資料4の2ページ目の平均体長を見ていただきますと、2017年の12月
～2月までと同じような状況で推移しておりまして、3月、4月も平均体
長は若干伸びましたが、その時はそれほどではなく、5月になってぐんと
伸びました。プランクトンが一定増えれば、この不漁年のような伸び方を
する可能性はあるかと思いますが、色々と条件があると思いますので、注
意深く見ていくしかありません。特に委員がおっしゃったように成長が悪い
と、刺網の目にかからない、河川遡上が遅れる可能性は当然あります。
あまり小さいと秋の産卵にも影響します。

谷口会長 ほかに質問はございませんか。

(質問なし)

谷口会長 それでは次の報告事項“漁獲量報告システムについて”水産課から説明
願います。

3. 漁獲量報告システムについて

水産課説明 上垣副主幹

谷口会長 それでは、ただ今の説明に対するご意見、ご質問がありましたら、ご発
言をお願いします。

谷口会長 これは先ほどの報告事項1にあったIT化の一環ですか。

山田主席参事 そうです。スマート水産業は幅広い定義ですが、その中の一つに基礎的
な漁獲情報をしっかりといただくことで、好循環を生み出していきたいと
思っています。その第一歩として作らせていただいたシステムになってお
ります。

谷口会長 これは川下（流通・加工・販売）の方まで繋げるのですか。

二宮課長 当面は漁獲評価と資源管理が中心とっております。

谷口会長 ほかに質問はございませんか。

（質問なし）

谷口会長 それでは次の報告事項“水産関係事業の概要”を水産課から説明願いま
す。

4. 水産関係事業の概要

水産課説明 酒井参事

谷口会長 それでは、ただ今の説明に対するご意見、ご質問がありましたら、ご発
言をお願いします。

光永委員 琵琶湖漁業 I C T 化推進調査事業費について、「ビワマス小糸網漁業の網掛かり時間帯等を把握し」とありますが、具体的にはどのような方法ですか。

酒井参事 ビワマスの小糸網というのは、一度設置したら、しばらく設置したまま毎日掛かったビワマスを回収に行くという操業形態です。しかし、なるべく鮮度の良い状態のものを水揚げいただくために、ビワマスが何時ごろ掛かったかを情報として捉えられないかと考えており、網に加速度ロガーのようなものを付け、網が揺れる時間帯を記録できないかを想定して、取り組もうとしています。

光永委員 以前、加速度ロガーを付けた研究をしていたので、興味がありました。

谷口会長 効果はあったのですか。

光永委員 効果があったというか、確かに掛かった時間がわかりました。

谷口会長 ほか質問はございませんか。

(質問なし)

谷口会長 質問がないようですので、以上を持ちまして第 589 回琵琶湖海区漁業調整委員会を終了いたします。ありがとうございました。

【会議終了 15 時 52 分】